

ベビーシッター利用支援事業のご案内

1 制度の概要

事業内容	保育所等に入所できるまでの間、都が認定するベビーシッター事業者を 1時間あたり150円(税込)で利用できる事業です。
利用時間	午前7時～午後10時までのうち1日あたり11時間(月220時間)が上限 ※保育短時間の方は、1日8時間(月160時間)が上限
利用日	月曜日から土曜日まで(日曜、祝日、年末年始を除く。)
対象者	区内在住で、0歳児から2歳児クラスの入所保留であること 子どものための教育・保育給付認定を受けており、かつ有効期間内であること
助成期間	入所希望だった月から 令和5年3月末日か内定した保育所への入所月の前月末日のいずれか早い日まで ※利用約款第11条に該当することになった場合は、助成終了です。(本紙裏面参照) ※入所申込には期限があります。継続申請がされていない場合は、有効期間が切れた翌月から補助対象外となります。延長申請を行ったうえ、入所保留となった方は再度お手続きが必要になります。

2 助成までの流れ

① まずは、希望する認定事業者へ利用の可否をお問い合わせください。

- ✓お問合せの際、「東京都のベビーシッター利用支援事業を利用したい」旨をお伝えください。
- ✓利用要件について、対象者確認書(裏面)に記載する同意事項をご確認ください。
- ✓シッターの利用を保障・確約するものではありません。(認定事業者との契約が必要です。)

② 利用枠の確認後、事業者より事前説明を受け、契約手続きを行います。

- ✓契約時には、同封の対象者確認書の提示が必要です。
- ✓契約が成立した場合でも、シッターの派遣には申込みから概ね1カ月程度かかります。

③ 契約が済みましたら、契約書の写しを持って区窓口にお越しください。

- ✓初回の利用予定日の10開庁日前までに、持参ください。
- ✓窓口で申請書を記載いただく必要があるため、郵送による受付は行っておりません。

④ 専用システムのアカウントが、利用者に直接郵送されます。

- ✓アカウントの受領後、①専用システムにおいて助成券を発行し、②表示された助成券のコードを、利用の都度、ベビーシッターに伝えてください。

3 認定事業者 本事業の対象となる認定事業者は以下のとおりです。(令和4年3月現在)

サンフラワー・A(株)	03-5994-3113
(株)小学館集英社プロダクション(ベビーシッターのHAS)	0120-834988
(株)明日香	03-6912-0015
mormor(株)(モルモル)	03-6276-2149
(有)クールドロワ(CoMaMoRi)	03-6908-1869
ハニークローバー(株)	050-5434-3429
(株)ジャパンベビーシッターサービス	03-3423-1251
(株)ミラクス(miraxsシッター)(※旧:HITOWAキャリアサポート(株)(わらべうた))	0120-415-306
(株)ポピンズファミリーケア(旧:(株)ポピンズ)	0120-27-2100
(株)ポピンズシッター(旧:スマートシッター(株))	0120-795-501
(株)キッズライン ※マッチングサービスは、本事業の対象外です。	050-3134-3538
ル・アンジェ(株)	03-3477-1287
コンビスマイル(株)	0120-67-3177
(株)アルファコーポレーション	0120-086-720
特定非営利活動法人 フローレンス	03-6811-0905
eソリューションサービス(株)(eキッズ訪問保育)	03-6384-2440

4 利用約款（抜粋）

(1) 助成期間について（利用約款第 11 条）

◇ 以下の場合、助成期間に限らず本事業の利用は終了となり、**助成終了** となります。

終了事由	助成終了日
認可保育所、小規模保育所、事業所内保育所への入所が内定 内定を辞退	内定した保育所への入所(予定)月の前月末日
入所申込みを行わなかった(申込みの取り下げも含む。)	申し込むべきだった入所月の前月末日
区外へ転居	転居の前日
保育の必要性の認定要件を満たさなくなった	認定要件を満たさなくなった日

(2) 対象経費について（利用約款第 7 条）

◇ 入会金、ベビーシッターが訪問するための交通費、キャンセル料、保険料等は、対象外です。

ただし、対象児童の体調不良により利用予定日の前日又は当日にやむを得ずキャンセルする場合に発生するキャンセル料については、東京都が指定する証明書類を期日までに提出した場合に限り、助成券を利用することができます。

(3) 利用時間について（利用約款第 6 条）

◇ 保護者が産休・育休中や休暇の日(体調不良等による欠勤を含む。)は、利用できません。

利用約款の詳細等は、東京都福祉保健局のホームページにてご確認ください。



5 Q&A

(令和 4 年 3 月 16 日現在)

シッターの空き情報等は、どこに掲載されますか？	掲載予定はございません。 直接事業者へお問い合わせください。
保育ママ、認証保育所との併用は可能ですか？	併用は可能です。ただし、 <u>認可外保育施設等保護者負担軽減補助金の対象外</u> となりますので、 <u>ご注意ください</u> 。
産休・育休中も利用できますか？	産休・育休中はご利用になれません。
確定申告(住民税申告)は必要になりますか？	税制改正により、令和 3 年 1 月 1 日分以降は、所得税法上の非課税所得に該当し、確定申告及び住民税申告は必要なくなりました。 詳細は、税務署等にお問い合わせください。
K加算の対象となりますか？	利用調整基準に示す要件を満たす場合、加算対象です。
就学や介護等の理由での保留でも利用できますか？	ご利用いただけます。
在宅勤務や自営業でも利用できますか？	保育を行う部屋と仕事部屋が完全に分かれていることが前提となります。 しかしながら、保護者が近くにいる環境での保育には、相当の難しさもあるため、事業者による面談の結果次第では、ご利用いただけない場合もございます。

(お問い合わせ)

大田区役所 保育サービス課 保育サービス基盤担当

電話 (5744) 1277 / FAX (5744) 1715